資料３の１

消費者行政施策の概要

(1) 施策体系図

＜ 推 進 事 項 ＞	＜ 主 な 事 業 ＞
消費者行政推進体制の整備	・新潟県消費生活審議会 ・新潟県消費者苦情処理委員会 ・新潟県消費者行政総合対策会議 ・県消費生活センターの機能強化 ・市町村消費者行政関係会議
消費者の自立の支援 **消費者の権利の尊重と**	
消費者の安全・安心の確保	・新潟県消費者行政総合対策会議（再掲） ・食から持続可能な社会の形成を考える学習会 ・消費者の持込食材放射性物質検査 ・新潟県食の安全・安心審議会への参画 ・消費生活用製品等の安全確保 ・新潟県消費生活条例に基づく危害の防止
消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保	・取引の適正化 特定商取引法、割賦販売法及び県条例に基づく指導等、不当取引行為調査員の設置 ・表示の適正化 景品表示法や県条例に基づく指導等
消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	・新潟県消費者教育推進地域協議会 ・食から持続可能な社会の形成を考える学習会（再掲） ・消費者教育の推進（各種講座開催） ・消費生活啓発講座コーディネート事業
消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保	・新潟県消費生活審議会（再掲） ・消費関連団体との意見交換会
消費者被害等の救済と苦情処理・紛争解決の促進	・新潟県消費者苦情処理委員会（再掲） ・県消費生活センターにおける消費生活相談 ・多重債務相談会等各種相談会 ・全国消費生活情報ネットワーク(PIO-NET)の活用
市町村・消費者団体との連携や協働	
市町村との連携と支援	・市町村消費者行政強化事業 ・市町村ホットライン、市町村相談員等研修 ・市町村消費生活相談体制整備促進支援 ・多重債務相談会等各種相談会（再掲） ・消費者関係団体連携による消費者行政推進事業
消費者団体等への支援・育成及び連携、事業者団体による自主的な取組の促進	・消費生活協同組合の指導 ・新潟県消費者協会補助金 ・公正取引協議会のキャンペーンへの参加 ・食から持続可能な社会の形成を考える学習会（再掲）
社会・経済情勢への対応	
環境に配慮した消費行動と活動の推進	・環境にやさしい買い物運動
生活関連物資等の物価の監視	・生活関連物資等の調査・把握等 ・物価情報の提供等

(2) 消費者行政課　平成29年度当初予算（案）

（単位：千円）

予算上の事業名 （〔 〕内は前頁の推進事項と対応）	H28年度 (当初) A	H29年度 (当初) B	増減 B－A	主な事業概要
消費生活センター費 〔消費者への啓発活動の推進〕 〔消費者被害の救済・苦情処理〕	17,525	17,525	0	県消費生活センターにおいて、消費者相談、啓発講座、商品テスト等を実施する。
消費者行政推進体制等強化事業 〔消費者被害の救済・苦情処理〕 〔市町村との連携・支援〕	7,641	7,641	0	・県消費生活センターに不当取引行為専門調査員を配置し、執行体制等の強化を図る。 ・県消費生活センターに消費生活相談員を配置し、市町村の消費生活相談体制の強化等に向けた支援を行う。
消費者行政強化事業 〔消費者行政推進体制の整備〕 〔消費者の安全・安心の確保〕 〔消費者への啓発活動の推進〕	35,000	35,000	0	消費者行政推進交付金等を活用した事業を実施する。 ・高齢者等の消費者被害防止のための啓発 ・消費者教育推進のための研修会・講座等 ・持続可能な社会の形成に関する広報啓発 ・多様な主体等との連携強化　　など
市町村消費者行政強化事業 〔消費者行政推進体制の整備〕 〔市町村との連携・支援〕	65,000	75,000	10,000	消費者行政推進事業を実施する市町村に対して、消費者行政推進交付金等を活用した補助金を交付する。
消費生活センター中核機能強化事業 〔消費者行政推進体制の整備〕 〔市町村との連携・支援〕	2,725	2,725	0	多様化・複雑化する消費生活相談に対応するとともに、市町村消費者行政の実情に応じた支援等を行うため、県消費生活センターの機能強化を図る。
金融広報事業 〔消費者への啓発活動の推進〕	1,540	1,540	0	金融知識等の普及による消費者被害の防止を図る。
環境にやさしい買い物運動費 〔環境に配慮した消費行動の推進〕	1,000	1,000	0	環境を考えて行動する消費者を増やし、ごみの発生抑制につながるような生活スタイルの定着を図る。
新潟県消費者協会補助金 〔消費者団体への支援・育成〕	4,300	4,300	0	消費者の利益増進を図り、消費者活動を推進するため新潟県消費者協会の事業等に助成する。

詳細　別紙のとおり

別紙

消費者行政強化事業の主な内容

（消費者被害防止のための啓発）

事業・取組・予算額	内　　容
地域における見守りの担い手養成事業 （6,644千円）	
新 地域における見守りの担い手の養成等	（見守り・啓発の担い手の育成、資質向上） 身近な地域で消費生活相談や啓発活動などに加え、地域の見守りの担い手たりうる人材の養成講座の実施 平成29年度は、長岡地域において秋頃開催予定（全６回の講座）
福祉関係職員等向け学習会の開催	（見守り者の育成、啓発機会の拡充） 地域の茶の間など高齢者の身近な地域サービスに携わる関係者を対象に、消費生活に関する基礎知識、トラブル防止、見守りの視点などを学び、普段の業務のなかで啓発に取り組めるよう学習会を開催
特別支援学校向け啓発講座学習会の開催	（啓発・消費者教育の担い手の育成、資質向上） 特別支援学校の生徒を対象に、消費者被害に遭わないように啓発講座を実施している。 この取組の拡充に向け消費生活サポーターの学習会を開催、併せて、地域の特別支援学校との調整を支援
新 消費生活啓発講座コーディネート事業 （1,955千円）	（啓発・消費者教育の機会の拡充、見守りの情報提供） 講座の主催者の意向や受講者に応じて、講座内容や消費生活サポーター等の講師をコーディネートして派遣する。
新 消費者被害防止・啓発 （4,300千円）	（啓発・消費者教育の機会の拡充、見守りの情報提供） ・高齢者の見守りネットワーク構築推進に向けた啓発 ・成人年齢引き下げを想定した若者向け消費者教育の推進 ・消費者被害の泣き寝入り防止のための、消費者ホットライン（１８８）の周知　　など

（消費者教育の推進）

事業・取組・予算額	内　　容
消費者教育推進のための調査研究 （1,600千円）	（市民社会・被害防止に関する情報提供等の検討） 消費者市民社会の考え方の理解促進や、若者・高齢者の消費者被害防止のための取組、効果的な情報発信等についての調査研究を教育関係者団体等との協働で実施。
消費者教育関係講師派遣 （1,241千円）	（啓発・消費者教育の機会の拡充、担い手の育成） ・消費者教育の推進について、法の趣旨・意義を理解し取組を進めてもらうため、消費者教育の担い手としての高等学校教育研究会、ＰＴＡ連合会、事業者団体等へ講師を派遣 ・学校、職域、地域等で、消費者教育や消費者市民社会の理解促進に向けた講座を開催する場合の講師派遣
対象者層に応じた消費生活講座 （1,222千円）	（啓発・消費者教育の機会の拡充） 親子、保護者、若者、高齢者、就業者など、対象者に応じてそれぞれの消費者問題を意識して自分たちの暮らしを考える講座を開催 ・平成28年度は５地域で５回開催、平成29年度は３回程度の開催を予定
新 食から持続可能な社会の形成を考える学習会 （2,135千円）	（啓発・消費者教育の機会の拡充） 食の安全安心について学び、自らの消費行動が社会、経済、環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、持続可能な社会の形成に向け積極的に参画する意識を醸成する学習会を開催 ・平成29年度は３回程度の開催を予定

（消費者関係団体との連携強化）

事業・取組・予算額	内　　容
新 見守りネットワーク構築支援事業 （4,688千円）	（啓発・消費者教育の機会の拡充、見守りの情報提供） 消費生活ネットワーク新潟ほか、地域の多様な主体との連携により、高齢者等の見守りネットワークの構築等に向けた市町村の取組を支援し、市町村消費者行政の充実・強化を図る。 ・消費生活ネットワーク新潟にコーディネーターを配置

これまでの取組状況	実施・達成状況	29 年度からの取組
・H21 年度から、国の交付金を活用するなかで、市に対し相談員の配置を働きかけ	・H28 年度、県内全 20 市１町の消費生活相談窓口に相談員配置 （H20 年度：９市が相談員配置）	・相談員１人配置の窓口の増加（H20：３市→H29:10 市町）に伴い、県センターによる市町村支援（出張情報交換）を強化
・H27、28 年度、消費者団体と連携し、相談員の配置にまで至らない町村等に対し啓発講座の実施をコーディネートするなど支援を実施	・２か年で 33 回（891 人受講）の啓発講座開催を通じ、町村においても啓発講座の重要性等が浸透し、８町村で啓発講座の開催を自主事業化	・引き続き、消費者団体に委託し、町村の自主的な講座開催の取組を的確に支援（消費生活啓発講座ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ事業。資料３の１、３ページ）
・消費者団体に委託し、消費生活サポーターの養成、派遣、活動支援により、身近な地域での啓発機会を提供	・消費生活サポーター、講座開催を全県に拡大させるため、H26 年度からサポーターの少ない地域で養成を進め、実施回数も増加 （新潟・長岡の人数：㉖60%→㉘35%）	・改正消費者安全法の施行を受け、啓発に加え、地域における見守りの担い手足りうる人材を養成 （地域における見守りの担い手の養成事業。資料３の１、３ページ）

・市には啓発の担い手である相談員が配置
・町村においても啓発講座が開催
・消費生活サポーターの養成が全県的に進展
⇒　**啓発の取組から歩を進め、高齢者等の見守りネットワークの構築、充実・強化に向けた市町村の取組を支援**
（見守りネットワーク構築支援事業。資料３の１、４ページ）